

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	20	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力に基づき、比較的自由的な制度設計を行うことが可能な制度として、制度創設以来、順調に普及してきている。</p> <p>また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、事業主が金銭を拠出することにより、勤労者の現役期間中及び老後の生活の安定を図るための自助努力による財産形成を援助する制度である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の普及を図るため及びこれらの健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。</p>	
関係条文	<p>〔 地方税法第51条第1項、第314条の4第1項 法人税法第8条、第83条、第84条、第87条 租税特別措置法第68条の4 〕</p>	
減収見込額	<p>（初年度） － （▲ 76,139 百万円） （平年度） － （▲ 76,139 百万円） （単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力に基づき、制度創設以来、順調に普及してきている。</p> <p>また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、事業主が金銭を拠出することにより、勤労者の現役期間中及び老後の生活の安定を図るための自助努力による財産形成を援助する制度である。</p> <p>少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を支援することが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。</p> <p>そのため、平成11年度から課税凍結中（平成22年度が課税凍結期限）の特別法人税の撤廃により、企業年金等の一層の普及を図るものである。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>企業年金に関する税制の基本は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっており、特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して、課税される。</p> <p>特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税される（特に、個人が運用指図を行う確定拠出年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなり、特別法人税が課税されると、年金資産の運用に著しい影響がある。）ため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。</p> <p>このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		20—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>I X 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>1-3 企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>1-4 企業年金等の適正な運営を図ること</p> <p>III 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>4 勤労者生活の充実を図ること</p> <p>4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p>
	政策の達成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を支援することが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	企業年金等の制度の加入者（約1,570万人（平成22年度末推計））に影響がある。なお、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金等に係る信託、生命保険の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社（約30社（平成22年度末。生保協会、信託協会調べ）等）等が特別法人税の納税義務者である。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業年金等の積立金の確保が図られることにより、国民の老後の所得保障の充実とともに勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	公的年金の上乗せ年金である企業年金等の普及が促進され、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 16 年度、平成 17 年度及び平成 20 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 17 年度及び平成 20 年度において課税停止が延長されている。